

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和5年10月18日(水)10時00分～11時20分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名

臨界ホット試験技術部 ホット材料試験課 課長 他2名

安全研究・防災支援部門 安全研究センター 燃料サイクル安全研究ディビジョン

保障措置分析化学研究グループ マネージャー

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

・廃棄物安全試験施設の核燃料物質使用変更許可申請について

・高度環境分析研究棟の核燃料物質使用変更許可申請について

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の本田でございます。瀬戸。今日の面談ではですねと、小国立研究開発法人原子力
0:00:13	研究開発機構原子力科学研究所のですね、使用施設である廃棄物安全試験施設と、
0:00:25	高高度、
0:00:27	高度環境分析研究棟についての閉主要変更許可申請を今後予定されているということでございますので、その申請の内容について
0:00:39	ご説明いただくというふうに固まっておりますので原子力機構さんの方からまずご説明よろしく願いいたします。
0:00:50	はいこちらきちっと点検、原子力機構、保安管理部の
0:00:56	椎野です。本日は先ほど本田検査官がおっしゃる通り、核燃料物質使用皮脂を変更し、
0:01:07	何かというところで、
0:01:10	この後ですね、内野期、
0:01:13	延焼科学研究所でそちらの変更申請をするというところで、そちらの変更内容の方を説明させて。
0:01:24	もらいます。C視察といたしましては、
0:01:30	1施設、一つ目が廃棄物安全試験施設。
0:01:36	いや、わかった。
0:01:38	あと1室はCOCOコード環境分析等となっております。
0:01:43	本日は面談で、いや方向性が
0:01:50	間違っていなかったら、
0:01:52	この後、
0:01:54	速やかにですね、変更申請を上げたいと思うっております。それでは、廃棄物安全試験施設から、
0:02:04	ご申請の内容をそちら説明させて、
0:02:17	ええ。
0:02:18	では、
0:02:20	試験施設を、
0:02:24	変更許可先生にぜひお願いします。
0:02:32	はい。廃棄物安全試験施設の変更申請について原子力機構の臨界ホット部の平井の方から説明いたします。
0:02:42	画面共有はできていますでしょうか。はい見えています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	はい。まず 1 用地としまして本日、10 月 18 日に変更申請についてというところがあります。
0:02:56	次のところに移りまして概要としてですね、変更に至る背景と概要としまして廃棄物安全試験施設ですがこちら、
0:03:05	プルトニウム濃縮ウラン使用済み燃料等の核燃料物質をセルグローブボックスフード等において取り扱う研究施設になります。
0:03:15	こちらその中でナンバーをセル及びグローブボックスですね、こちらの中で、新しい試験を行うために、使用の方法及びそれに伴う安全評価の変更を予定しております。
0:03:30	主な変更内容としましてはナンバーをセルにおいて取り扱いの方法ですね、こちらの変更。
0:03:38	あとはグローブボックスにおいて取り扱いの方法を追加。
0:03:42	ナンバー押せるですね。この上の変更に伴いまして
0:03:48	準備作業として取り扱い設備機器について、一部削除を考えております。
0:03:55	次のページに移りますまず、一つ目ですね、ナンバーをセルに置いてる取り扱い方法の変更としまして、
0:04:03	使用の目的ですねこちらは、放射性廃棄物の処理処分の安全性に関する試験研究、知見研究としまして、
0:04:12	福島第一原子力発電所由来の放射性廃棄物を含む放射性廃棄物に対する非破壊の測定ですね。
0:04:21	内容としましては核燃料物質と廃棄物の分別等になります。
0:04:25	こちらに用いる検出器、こちらに用いるものとして検出器があるんですがこちらの特性試験。
0:04:33	という形で検出器等の特性試験ということを、取り扱い方法に追加を予定しております。
0:04:39	こちらになりますが取扱核燃料物質ですね、こちら影響管理取り扱いを許可されているものから変更予定は全くありません。
0:04:49	は燃料物質の形態ですね、こちらについても
0:04:55	許可で受けている形態のままで 9 燃料部長料金に封入した状態で使用を考えております。
0:05:03	今回この型式等の特性試験を追加するにあたって貯蔵施設であったり、1 施設ですね。
0:05:12	こちらについて、
0:05:14	本試験における変更は予定しておりません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	こちらポンチ絵があると思うんですがこちらの方で経験等の中に入れて、線量物質を容器に封入した状態で置いて、譴責で測定を行うような形になっております。
0:05:34	一つ目の試験については以上になります。
0:05:37	二つ目の視点としましてグローブボックスにおける取り扱い方法の追加というところになります。
0:05:44	こちら、使用の目的のところで法、原子炉等の構造材における健全性に関する試験研究としまして、各放射線の影響による腐食電位。
0:05:56	やっぱり分極抵抗等について、測定評価を行うために、電気化学試験を使用の方法に追加する予定となっております。
0:06:05	取り扱い核燃料物質ですね、こちらについても既許可から変更はなく、予定としましてプルトニウムですね、プルトニウム液許可の時点で、グローブボックスで0.2グラム使用できる形になっておりますので、
0:06:18	こちらを使用して電気パーク試験を実施予定となっております。
0:06:24	核燃料物質の形態としましては固体、粉体を考え7番ですねこれ未許可もすでに持っているものとありまして固体粉体を使用してる形になります。
0:06:35	それに伴いまして貯蔵施設、廃棄施設について本試験における変更はない形になります。
0:06:42	とてもポンチ絵になりますがちょっと試験概要のところ、ちょっと、
0:06:46	説明がおかしくなっちゃっているのここはちょっと修正したいと思うんですが、このカラム内ですねカラム内を人工海水で満たした状態で置いて、
0:06:57	答えまたは粉体上のプルトニウムですね、この許可の最大0.2グラム。
0:07:01	のところを添加することによって、ここの腐食の挙動のところを測定しようというところの研究になります。
0:07:09	この腐食の作用曲ですねこちらについては、4から6本を想定してまして、温度としましては常温ですね、加熱であったり、そういうところは検討しておらず常温の状態で使用しようと考えております。
0:07:25	三つ目のですね三つ目のところでナンバーをセル内にある取扱設備機器の一部削除ですね、こちらナンバーをセル内で許可で持っているところとしまして、小規模溶融固化体作成というところ、作成登記ですね、というところと、
0:07:39	蒸発挙動試験装置ですね、こちらが、その試験の作成だったり試験の終了に伴いまして、ナンバーをセルのところの取扱設備から削除を考えております。
0:07:52	こちらまた資源終了に伴います以下の装置を取り扱い設備確認をして、撤去を考えているようなところになります。
0:08:04	許可書本文のところになりフランス使用の方法のところの取扱設備の中で、
0:08:10	小規模溶融固化体種作成装置。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:13	後は蒸発共同。
0:08:15	試験装置、こちらの方が記載されていますのでこちらの記載の削除と、実物の削除を考えております。
0:08:24	燃交大きな変更点は以下の3以上の3点になりまして、このそこから適合性の次、適用性の確認に移ります。
0:08:35	その中で一つ目として閉じ込めの機能というところで、先ほど説明した南波大瀬の取扱方法の変更と、グローブボックスにおける取り扱い方法の追加、難波大瀬内の設備を一部削除に伴って変更になるところになるんですが、
0:08:51	本試験における、核燃料物質の閉じ込め機能ですね、こちらについてはナンバーをセル本体、
0:08:57	または、グローブボックス本体が閉じ込めの障壁となります。
0:09:01	今回の試験についてナンバーをセル本体及びグローブボックス本体ですね、こちらの方の構造について、何も変更を行わないため閉じ込め機能について、外部変更はないというような形になります。
0:09:15	次に遮へいになります。遮へいについても同様になりまして本試験で使用する核燃料物質、
0:09:22	について、既許可の取扱数量ですね、こちらの方先ほどもちょっと話をしましたが何も変更いたしません。
0:09:29	トレイに伴いまして遮へい能力ですねこちらも、基盤取扱数量で評価を行っていませんので変更はないような形になっております。
0:09:39	次に、火災等による損傷の防止ですね。
0:09:42	こちら何、一つ目のところをセルの取り扱い方法及びグローボックスの取り扱う一方における試験ですね、こちらについて、加熱元を有する機器を使用予定は全くありません。
0:09:56	ナンバー押せる及びグローボックス内ですね、こちらの中で使用する機器及び材料ですね、こちらについては、可能な限り不燃性または難燃性のものを使用する。
0:10:06	ため影響に期待している内容について、変更はありませんでNo. 30のところについて装置撤去については申請書に添付する参考資料に記載するような形になるんですが
0:10:19	火災等のところ損傷による防止について影響を与えるようなものはありません。
0:10:25	このA羊蹄のところ廃棄施設ですね、こちらの中の気体廃棄管理ですね、こちらの中で、伊波前と①のところですねナンバーをセルにおける取り扱い方法の変更についてなんですが、
0:10:39	本試験において使用する核燃料物質は、容器に封入した状態で取り扱います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	その他、また化学的や物理的な操作については全く行わないため、北井はい。北井放射性気体廃棄物、こちらについては発生しないような形になっております。
0:10:57	次にグローブボックスにおける取り扱い方法の追加ですね、こちらについては、臨機化学試験ですね、こちらに係る気体廃棄物の放出量、こちらの評価を行っております。
0:11:08	詳細については、次のページ以降で説明させていただきます。
0:11:12	次に3番目ですね、難波細江の取扱設備機器の一部削除に伴いまして、小規模、溶融固化体の作成ですね、こちらに対する廃棄施設内廃棄物の管理のところで評価を行っておりました。
0:11:28	ただこちらについて江藤。
0:11:30	チーの撤去とあとは、地方広報の拡充を行いますので記載を削除しております。
0:11:37	こちら先ほど説明いたしました電気柵試験に係る気体廃棄物の放出量の計算条件になります。
0:11:44	使用核種及び添加量としまして0.2グラム、最大0.2グラムを使用するということで保守的に考え一番大きい数字の0.2グラムで評価を行っております。
0:11:55	作業工程としまして、先ほど説明しましたから村井を排水で満たして固体または粉体上のプールを、新駅に転化することによって調整するような形になります。
0:12:05	大津回数については1年間につき各5回というふうに評価しております。
0:12:11	液体廃棄物の発生率としまして
0:12:14	燃料物質の調整時に、粒子状の
0:12:19	こちら粉末状ということで、粒子状の気体廃棄物が発生するということで評価を行っております。
0:12:25	核種別の形態の係数としまして調整時ということで10、あとは核種別取扱行為の計数としまして調整時として1ということで評価を行っております。
0:12:36	こちらの評価とともに先ほど、上の方で説明した小規模溶融固化体作成というところを削除を行っておりますので、そちらの追加と削除、両方を反映した形になりますが、
0:12:49	廃港における廃棄物、配当の出口濃度と、線量告示に定める放射性業務従事者に係る濃度限度との比別に、こちらについて
0:13:02	現行の許可では $1.6 \times 10$ のマイナス2乗というふうになってるんですが、陶板削除を3を行いますと、変更後としまして、 $1.4 \times 10$ 、
0:13:12	マイナス2乗というふうな形に変更しております。こちら変更後について、濃度限度の比ですね、こちらが1を下回ってることを確認しているような形になります。
0:13:26	早稲田廃棄物安全試験施設の変更許可申請についての説明は以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	規制庁の本田ですありがとうございます。これはちょっと幾つかの確認をさせていただきます。まずナンバー5 セル取り扱い方法の変更で
0:13:48	試験を行うということなんですけどちょっとこれは念のための確認にしかならないんだけど、
0:13:53	何かこう、セルの中で、
0:13:57	新たに追加しなきゃいけない設備機器っていうのはないんでしょうか。
0:14:02	はい。減少機構のヒライになります。セル内に設備機器という形で大きなものを入れて、何か試験をするということはありません。
0:14:13	はい。規制庁ホンダありがとうございます。ここにポンチ絵で描いていただいたような遮へい体とか、そういった
0:14:22	何ていうんでしょう。そういった物品は当然、必要物品として使えますよってそういう感じでよろしいですか。はい。減少機構ヒライになります。はい。その通りになります。わかりました。はい。ありがとうございます。
0:14:37	衛藤。
0:14:39	このね、ちょうど
0:14:42	3 ページの、
0:14:43	ポンチ絵のところ検出器じゃない、セルの外からこうケーブルが、
0:14:50	入って検出器に出て、
0:14:53	そのグリーン色の箱のところ、ボックスっていうかねグリーンでこう塗られてるところがあるんだけど、これはあれですかその貫通孔とかっていうそういう意味合いですか。
0:15:03	減少機構のヒライになります。はい。貫通孔がここにありまして気密コネクタという形で、直についているようなものになります。
0:15:13	規制庁の本田です。だから、そのケーブルを指すんですけどもすでに、
0:15:20	許可の設備で、
0:15:23	なんちゅうのがもう施工されてる間通行を、
0:15:27	経由して、ケーブルが中に入りますとそういう感じで、
0:15:32	はい。現状機構のヒライになります。その通りになります。はい、ありがとうございます。
0:15:47	いやもう1 個セル内の設備の撤去、
0:15:53	なんですけど、これは鉄橋内や、
0:16:01	駆除。
0:16:03	ていう。
0:16:04	ふうにおっしゃっているのはその削除の意味合いは、あれですか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:10	我々として削除っていうことは解体してもう外に出しちゃうのかなっていうふうにとらえるんだけど、この場合は、
0:16:19	この、
0:16:20	削除、一部削除っていうのはどこまでをおっしゃってるんでしょうか。
0:16:25	はい。原子力機構のヒライになります。許可書からは削除という形になります。削除をせ、拡充し次第、円礫自体も考えております。結婚する、今後、規制庁の本多でございます。
0:16:42	それはあれですか直ちに直ちについていうちょっと時間のね短さ長さちょっと置いて家解体撤去しますっていうのは決まってるっていう感じで。
0:16:52	つまり
0:16:56	よく、
0:16:58	ご経験あるかと思うんだけど申請書に書いて撤去するときの安全性をこう考えてますとか廃棄物はこうしますとかいろんなそういった参考資料をねつけていただかっていう。
0:17:09	ことがあるんだけどこれは、
0:17:11	この、この二つの小中、
0:17:14	については参考資料の添付っていうのはどう考えてますか。
0:17:18	はい。原子力機構のヒライになります。この参考資料についても添付いたします。削除時代については来年度実施予定になっておりまして予算も確保できている状態になります。
0:17:33	他の方ですいませんわかりましたありがとうございますそういった
0:17:37	解体撤去まで行くと、単にごめんなさい等をその制度の中でずっと置いておくんじゃないくて解体撤去までも計画されているということを理解しましてありがとうございます。
0:18:39	規制庁の恩田です。わせふうについては、とりあえず一旦ここで質疑等、終わらせてもらってありがとうございますが続きます、お願いします。
0:18:50	ちょっと始めないと、あんまり見られない施設なんすけど、高度環境分析研究棟の説明をね、よろしくをお願いします。
0:19:07	徹底では続きまして、高度環境分析研究棟の5核燃料物質使用変更許可申請について、ご説明させていただきます。
0:19:18	同じく臨界ホット試験技術部の田上の方から説明いたします。
0:19:28	まず変更に至る背景と概要になりますが、高度環境分析研究棟は、米国微量の核燃料物質を取り扱う研究施設となっております。
0:19:41	保障措置の分析の進展に伴う、分析技術の開発向上を図るために、
0:19:48	今般、核燃料物質の種類、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:52	外来取り扱い量等を変更するための使用許可の変更を予定しております。
0:19:59	主な変更の内容は、下に書いてあります一筆になります。
0:20:05	それぞれの内容について次のページから御所でご説明いたします。
0:20:13	まず、こちら、高度環境を、
0:20:19	クリアの概要図面になっておりますが、この中で、今回変更に関わる主な部屋を 図示しております。
0:20:30	まずその前にですね、この全体の中で、赤いハッチングされている部分、こちらが 管理区域、ゲンポウのが申請書においても管理区域として、指定しているところにな ります。
0:20:46	野中。まず一番、左上、資料保管室になりますが、先ほどの前のページで示しま す①使用の場所につき確保する部屋、
0:20:59	明日、
0:21:01	右下へ。
0:21:04	になります、標準試料調整室、こちらが、②の取扱数量の増加を行う元です。
0:21:14	やっぱり、
0:21:16	いや、こちらが器具洗浄と言われるやになりまして、
0:21:21	⑤番の取り扱い方法を追加する。
0:21:28	では、それぞれの変更内容についてご説明いたします。
0:21:32	まず1番目の使用場所。
0:21:35	資料保管とついでにやっばいいたします。
0:21:39	先ほどご説明しましたこのC-02、土地利用保管しておられる細長いエリアにな りますが、
0:21:46	こちらにおいて、ごく微量の核燃料物質を含む試料の形状観察測定を行うというこ とを追加いたします。
0:21:54	いっぱい数量としましてはこちらの下の表に示す通り、各種
0:22:02	ウラン、プルトニウム、ポリウムを取り扱うという追加を考えております。
0:22:13	続いて②番。
0:22:15	取り扱い核燃料物質の化学系の追加になります。
0:22:21	それではクリアの方における化学処理を含めた、保障措置分析の技術開発のニ ーズが拡大しておりまして、
0:22:31	以下の使用場所、そちらの使用場所についても、取り扱いの化学物質の、化学系 に酸化物を追加するという、変更を予定しております。
0:22:50	③番。
0:22:52	標準試料調整室における取扱数量の増加になります。
0:22:59	こちらでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	資料を、主法人資料調整する。
0:23:05	こちらにおいて、核燃料物質の保守作業を、を実施する。
0:23:14	ため、その作業性を改善するために、プルトニウムの取扱数量の増加を考えております。
0:23:22	1 課において、標準試料を調整室では、プルトニウム 1 個当たりの最大使用数量 $1 \times 10$ のマイナス 6 乗であるところを、
0:23:33	$10 \times 10$ のマイナス 6 乗に、返答をすることを、
0:23:39	今度消しております。
0:23:42	この後詳細をご説明しますが、この取扱量の変更に伴いまして、作業環境中の安全評価の見直しを行っております。
0:23:53	で、管理区域、閉じ込め機能のうち、管理区域内の放射性物質濃度の評価位置を放射能測定したら、
0:24:04	標準試料調整室に憲法をいたします。
0:24:11	続いて、④。
0:24:13	放射能測定室及び粒子処理室 1 における取扱数量の減量になります。
0:24:23	吉良は泊燃料物質の使用実績、これまでの使用実績と今後の試験計画に伴いまして、こちらの負荷部屋における劣化ウランの取扱数量の見直しを行います。
0:24:36	放射能測定室では、これまで劣化ウランは $1 \times 10$ のマイナス 6 乗グラムになったとフォロー、 $0.4 \times$ 、
0:24:45	9 のマイナス 6 乗に、減量いたします。
0:24:50	同じく粒子処理室 1 では、1 かける前、10 のマイナス 6 乗グラムであったところを、
0:24:57	$0.3 \times$ 、
0:24:59	10 のマイナス 6 乗に減量いたします。
0:25:05	続いて⑤番の器具洗浄止水フィル取り扱い方法の追加になります。
0:25:14	平につきましても、先ほどと同じように、保障措置分析の進展に伴いまして、
0:25:20	分析のサンプル数が増えているということもありまして作業効率を上げる必要があることから、
0:25:29	器具洗浄室の使用方法に、
0:25:32	こちら化学処理対千原 4 と同様の内容を追加いたします。
0:25:38	器具洗浄室における、現行の他の使用方法は、核燃料物質を使用した器具等の洗浄を行うとなっておりますが、
0:25:49	移行後は、
0:25:50	ごく微量の国燃料物質を標準物質、或いはスパイクとして添加試料した資料から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:59	特定元素の分離精製を行う。
0:26:02	学校もにイオン交換報、
0:26:05	また、測定試料の調整を行う学校連着資料と、
0:26:10	井川へ変更ありませんがまた核燃料物質を使用した器具等の洗浄を行うと、変更を考慮しております。
0:26:24	類ってがええん。
0:26:26	技術基準への適合性の確認に、
0:26:30	御説明になります。
0:26:32	本申請に伴いまして、以下の項目について、変更を評価の変更を行っております。
0:26:41	まず一つ目が閉じ込め機能になります。
0:26:45	閉じ込め機能については、衛藤先ほどもご説明しました通り、評価場所の変更を行っております。
0:26:52	遮へいについては、評価核種の明確化を行っております。
0:27:00	以下の項目につきましては、新規制基準に係る対応として、項目の変更としておりますが、別途明確化の方を考慮しております。
0:27:17	まず初めに、閉じ込め機能についてご説明いたします。
0:27:23	変更内容の③、④の方でご説明しましたが、取り扱い量の増減に伴いまして、作業環境中の安全評価の見直しを、
0:27:34	行っております。
0:27:36	管理区域内の、
0:27:38	放射性物質濃度の評価 15 を放射能測定室から、標準試料調整室の方に変更いたします。
0:27:49	また、
0:27:50	核燃料物質の使用実績と今後の支援計画も踏まえまして評価対象核種の見直しを行っております。
0:28:00	まず、ペアにつきましては、
0:28:03	これまで放射能測定室で評価を行っていたところ、
0:28:09	標準試料調整室に変更しておりますが、主な変更点としては、部屋のサイズが小さくなっているということ。
0:28:19	あと、今般、プルトニウムの取り扱い量を増加しているというところで、今回の変更に係る、
0:28:27	室において最も増加が厳しくなるエリアとなっております。
0:28:33	また評価対象核種になりますが、
0:28:36	従前劣化ウランとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:39	どういった組成として、236 を入れておりましたが、
0:28:44	所内の、
0:28:46	そして、その横並びも含めまして、東レプラン編年ぐらいの同位体組成として、プラン 234235238 とすることで、
0:28:58	評価の見直しを図っております。
0:29:06	継ぎ手が閉じ込め機能の評価結果のほうになります。
0:29:12	これまで、放射能測定室において、 $2.2 \times 10$ のマイナス 9 乗PC別途、
0:29:21	そして、パワー一体として評価をしておりますが、
0:29:25	今般、層準資料調整室、こちらフェアのサイズが小さくなる、あとプルトニウムの取り扱い量が増加するというこちら二つの要素がありまして $1.4 \times 10$ のマイナス 6 乗に、
0:29:41	増えております。
0:29:44	ただ、この辺りにおきましても、放射線業務従事者に対する芳醇資料調整室の内部被ばくの線量は $1.4 \times 10$ のマイナス 6 乗。
0:29:54	となりますが、線量告示を超えるということはありません。
0:30:00	またこの閉じ込め機能に関して、
0:30:05	貯蔵施設、保管廃棄施設におけるという変更はありません。
0:30:13	続いて
0:30:15	適合性の二つ目、遮へいに、
0:30:18	失礼しましたと遮へいになります。
0:30:22	一応、既許可の、遮へい計算では、
0:30:26	どういった物質の同位体組成比として、共通編と同じ使用済み燃料由来の組成比を用いて保守的な評価を行ってございました。
0:30:38	一方で、高度環境分析研究等で用いる核燃料物質は構成、
0:30:46	用の標準試料のみになりますので、同位体組成比が調整されているということもありまして、そちらの同位体組成比の
0:30:58	特殊対評価対象各紙の見直しを行っております。
0:31:03	その中で、主な変更になりますが、ちょっとプルトニウムの同位体スペックの、
0:31:09	大分補正の見直しを行っております。
0:31:12	これまで、赤字で書かれております。
0:31:16	プルトニウム 23623824024 値、これらの子を取りたいが入ってございましたが、
0:31:24	これらの代わりに、
0:31:27	鳥海の方に四番。
0:31:31	移行することで、再評価の方行っております。
0:31:38	続いて、評価結果の方になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:43	評価結果になります。当評価をしているフェアとしまして、保管配備せ、
0:31:52	1、
0:31:53	廃棄機械室になっております。
0:31:58	衛藤こちらにつきましては、本施設の最大存在量の、
0:32:03	燃料物質全量を取り扱うという、想定をしております、
0:32:09	人が調理、立ち入る場所、
0:32:12	あと、管理区域、
0:32:15	境界における評価を行っております。
0:32:19	上の表が衛藤評価結果になりますが、
0:32:25	上の、上側が現行の許可の内容になっておりまして、廃棄物保管室における常時人が立ち入る場所は 6.1×10 のマイナス 4 乗ミリシーベルトパー週。
0:32:42	管理区域境界におきましては 7. 67-3 乗ミリシーベルトパー三つとなっております。廃棄体室においても、値は同じものになっております。
0:32:54	変更後におきましては、廃棄物保管室 1.8×10 のマイナス 4 乗。
0:33:02	ミリシーベルトパー週。
0:33:04	管理区域境界につきましては、2.3×10 のマイナス 3 乗ミリシーベルトパー物となっております。
0:33:13	これもファイリティ提出につきましても、同じ値となっております。
0:33:21	古閑常時立ち入る場所につきまして、実効線量は 1 ミリシーベルトパー週を超えることはありません。
0:33:30	ただ同様に、管理区域境界につきましても、一定 3 ミリシーベルトパーみつ日を超えることはありません。
0:33:43	続きまして、衛藤新規性基準への対応として、衛藤。
0:33:49	以下の項目について、記載の、
0:33:54	変更といいますか明確負担の方を考えております。
0:33:59	まず、一つ目閉じ込め機能になりますが、
0:34:03	放射性廃棄物の閉じ込め機能として、
0:34:07	貯蔵施設及び江藤ジャックすいません資料の方保管廃棄施設となっておりますが、これまで江藤明確化されていなかった気体廃棄施設について、
0:34:19	閉じ込め機能として明記、狂うことを検討しております。では後程資料の方修正させていただきます。と、
0:34:29	2 点目、江藤放射性物質漏えいの拡大、防止対策として使用施設、貯蔵施設について、明示いたします。
0:34:41	二つ目、火災等の損傷防止になります。
0:34:46	火災等の損傷防止として、貯蔵施設の期待を明記することを考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:54	貯蔵施設における火災発生防止対策。
0:34:58	火災の拡大防止対策について追記いたします。
0:35:05	立ち入りの防止になります。
0:35:08	立ち入りの防止につきましても、これまで記載が入っておりませんでしたので、立ち入り防止対策について、見えてると定義いたします。
0:35:19	続いて貯蔵施設になります。
0:35:22	貯蔵施設につきましても、これまで、記載がありませんでしたので、貯蔵施設の1Eと同様、
0:35:32	また、保管庫の標識の施錠管理をするという現行の管理方法になりますがこちらについて明記いたします。
0:35:44	続いて、汚染を検査するための設備になります。
0:35:50	これにつきましても、現行の許可書。
0:35:54	の方では記載がありませんが、
0:35:57	まず、すでにHされている汚染検査室、について明記する、いたします。
0:36:04	内容としましては、汚染検査室に汚染検査する設備を配置するタイプと、また歳出時に汚染検査を実施するということ。
0:36:15	また、構造として、
0:36:17	汚染検査室の壁床等は、除染が容易な構造となっていると、いうことの明記を考えております。
0:36:30	以上がクリアのフロー変更許可な申請の内容となっております。よろしく申し上げます。
0:36:39	はい。規制庁の本田です。ありがとうございました。
0:36:42	そう。あれですか。何かクリアとおっしゃってたけどこの、
0:36:46	研究棟の略称クリアっていうんですか。
0:36:51	はい。原子力機構の田上です。高度環境分析研究等で、略称としてクリアというのはスタッフリーダーと呼んでるんですね合わせ府みたいな感じで。
0:37:04	はい。その通りです。なるほどありがとうございましたエリア。
0:37:06	はい。
0:37:09	ペーパー規制庁の方でclearについてはちょっと非常にごく微量のっていう、
0:37:21	非該当施設であるものですねちょっと変更、
0:37:27	スタッフが多岐にわたっていますので、ちょっと今日のこの行政相談では変更、こんな変更内容申請申請考えてますっていう。
0:37:38	後は承りますけれども本番のね、申請後の審査の過程で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	ちょっと我々説明してもらいたいなっていうようなことをちょっと今から申し上げますのでちょっと記録を取っていただければと思います。どうぞお願いいたします。はい。すいません。まず、全般的な話に行きますとクリア。
0:38:00	ここはですねちょっと我々あんまり審査した経験がないというか、どういった。
0:38:06	研究等なのかっていうのちょっと知識があんまりないもんですから。
0:38:11	施設概要のですね使用の目的が今あると思うんだけど、使用の目的で使われているワード用語。
0:38:21	を用いて、クリアとはこういうところですよ。
0:38:24	こんなことやってますっていうご説明いただきたいなっていうのと、あと、このごく微量の核燃を使ってどんな成果、
0:38:35	だったりとかですね、どういう、
0:38:38	はたまたそれがどういうものに使われる、成果に使われるのかとかですね。
0:38:44	そういったものを、ちょっと御説明ほど前校長分な必要全然ないので、もう箇条書きとかでも結構なんでもいただきたいなと。
0:38:53	思いますしあと、
0:38:55	クリアってどんな廃棄物が発生するのかとかね。
0:38:59	そういった全般的な、
0:39:04	クリアに関する、確認を使ってこんなことあんなことっていうのは、ご説明いただきたいなと思います。これがまず全体的の話。
0:39:15	で、次はちょっとここに行きますけれども。
0:39:20	万1、
0:39:27	②番の化学系の追加。
0:39:31	こういうところで、以下の資料の、
0:39:36	まさに書いてあるんだけど保障措置の技術開発ニーズの拡大のため、つま化学機を追加します。
0:39:46	ということなんですけどそのニーズ拡大っていうのは具体的にはこういうことなんですああいうことなんですっていうことをご説明いただきたいなと。
0:39:56	思います。
0:40:04	進めます。
0:40:08	次の標準試料調整室における取扱数量の増量。
0:40:15	ここでも冒頭に文集作業について、作業性を改善するため、
0:40:24	使用済調整室で使用するプルトニウムの取り扱い量を増量しますと。
0:40:30	ということなんですけど、その作業性の改善と狂ウトリウムの数量の増量というのが、関係が、
0:40:38	よくわからないなっていうか、そこを説明いただきたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:49	それとこの米印のところで、取扱量の変更で、そのとじ込み機能のうちの管理区域内の放射性物質。
0:41:02	地方させる濃度の評価位置が変更された。
0:41:06	県はここじゃないのかもしれないけど、ちょっと後で閉じ込めのところでもいいのかもしれないけどご説明いただきたいなと思います。
0:41:18	あとずっと飛ばして、あと閉じごめん絶対閉じ込め、何ページか。
0:41:31	適合性の閉じ込めの機能のところ、
0:41:34	では、
0:41:36	評価位置変わりましたっていうご説明なんだけれど、
0:41:44	これはあれですかもともとまず、
0:41:49	その容積が一番ちっちゃいところで、
0:41:53	評価しましょうっていう。
0:41:56	前提がある。
0:41:59	家庭科そういうそういう過程があるものと思ってますけども、それで出てかつなおかつその1回当たりの最大取扱量の原料が室内に漏れましたと、漏えいしたっていう過程で、
0:42:16	なおかつ最も狭い容積の小さい部屋で、
0:42:21	の評価ということだと思っと見直す数に見直しを図っていると思いますけれども。
0:42:27	その評価結果
0:42:29	3日に対して
0:42:32	評価結果の根拠。
0:42:35	あとその線量告示を超えないっていうふうになさ、次のページではおっしゃってるんだけどそのことをちょっと。
0:42:42	超えないっていうのはこれとこれを比較して超えないっていうことを、
0:42:47	今後ご説明いただきたいなと思いますし、
0:42:51	あと、前のページのそれ、さっき、その劣化ウランの、
0:42:58	対象核種を見直しましたっていうのをこれもちょっと背景っていうんですかね、こういう理由で見直したっていうのはちょっと説明をいただきたいなと思います。
0:43:10	ちょっとまだありますけどちょっとここまでで、何か。
0:43:13	あります。大丈夫ですか続けてしまっても大丈夫でしょうか。
0:43:19	はい、原子力法のタガミですとこれまでのところ、いただいたコメントについて承知いたしましたので大丈夫です。お願いいたします。続けさせていただきます。
0:43:33	遮へいのところ。
0:43:37	なりますけど、クルーのその組成比ですかね組成を赤字で変えましたって示していただいたところではあるんだけどをもう1個濃縮ウランも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:50	変更後は言うU235、100%って書いてあるんだけど、この、
0:43:57	この100%っていうのは意味合っていうんすかね。所どういう意味合いなのかっていうのは、ちょっとこの辺もちょっとご説明いただきたいなと思います。
0:44:10	ちょっと遮へいのところでは、ちょっと今、今のね許可の話を許可の遮へいの部分を見ると、
0:44:21	まさに今日ご説明の通り保管廃棄廃棄物所管室とその排気機械室括弧1、
0:44:30	上の従事者管理区域、
0:44:34	境界の評価しかやっておりますと、これは多分理由が、
0:44:39	このその際最大取り扱い最大量を取り扱うことを想定したということが理由なのかもわからないけれども、
0:44:47	前回の申請ではその遮へいの適合性の部分で、その使用施設及び貯蔵施設での内部被ばくの恐れは極めて低いという旨が何か追記をされておりますと。
0:45:02	いうところもちょっと確認できていて、かつ同じ申請ではその核燃料の最大取扱量を、
0:45:12	この、ここという保管廃棄施設である、廃棄、
0:45:17	三つ保管室、
0:45:20	において、
0:45:21	数パターン配置するという想定のもとで、
0:45:26	他廃棄施設での固体廃棄物の取り扱いす作業を最大として評価するということを追記しておりますので、
0:45:36	いわゆる一般的層厚我々、私たちも見るその使用の場所で、幾ら使用の場所での従事者の人は幾ら、貯蔵の場所で幾ら。
0:45:45	或いはそれに関連したか、管理区域境界で幾ら、周辺監視区域で幾らっていうふうなことは、
0:45:51	このクリアでは全然述べていないんですけども、この辺の、
0:45:56	どうしてそういう言い方をしているっていうかこの廃棄物保管室と廃棄機械室においての評価で変えているっていう形でいいのかわからないけれども、
0:46:09	その辺の方がちょっと
0:46:13	詳しく説明いただきたいなと思います。
0:46:23	古藤で最後のページ。
0:46:28	なりますけれど、閉じ込め機能のところ、いろいろなことを追記します或いは追加しますっておっしゃってるんですけども。
0:46:40	こういう申請書にこういう申請書に書かれた文言に対して、こういうことでさあいうことですっていう説明はそれぞれ必要ななと思っていますんで、
0:46:53	まずメジャーとじ込みのところに行った。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:58	取り込みのところでいうとその貯蔵施設と、気体廃棄施設ですね鍛え既設について追記しますと、こういう追記のこんな形で追記し、こんな形の文言を追記しますこれについては細かいかみ砕いて言うということでございます。
0:47:16	というようなことはそれぞれ申請書に係る文言だけじゃなくて、
0:47:23	ご説明が欲しいなと思ってますそれは火災についてもそうですしあとかつちり、
0:47:30	当貯蔵施設、
0:47:33	汚染検査室、
0:47:36	立ち入り防止と、
0:47:40	貯蔵と。
0:47:42	汚染検査室については既許可では買い取る項目だけはあるんだけどもその中身の記載がないので、それについて新規制基準対応ちゅうことで現状のことを書くんだっていうふうなことだと思うんですけどそこは、
0:47:56	ちょっと申請書にこういう会議、申請書に申請書のその部分、当該部分にはこういう形で書いて、それはここはこういうことで再事ですってことを、
0:48:07	今ご説明いただきたいなと思っております。
0:48:12	以上です。以上がまずその新審査の過程でご説明いただきたいというふうに考えている項目でございますが、
0:48:23	よろしいです。いかがでしょうか。
0:48:28	はい。原子力機構の田上です。コメントの内容について承知いたしました。
0:48:36	江藤。し、審査、申請後の審査の中で、ちょっと資料の追加或いは申請資料等を用いて、
0:48:46	今後説明の方させていただければと思っております。わかりました。はい。よろしくお願い規制庁の方でよろしくお願いします。
0:48:55	あと、
0:48:55	その申請後の、
0:48:59	審査の過程でご説明くださいっていうのと別にちょっと今日この場でお答えできそうなものについてはちょっと、これからちょっと伺いたいんですけども、ちょっとよろしいでしょうか。
0:49:13	はい。
0:49:14	原子力機構の田上です。よろしくお願いいたします。はい。まず使用の場所、資料保管室の追加。
0:49:25	なんですけど既許可見ると、いろんな部屋でクリーンフードとか分析装置の類がその部屋にありますよっていう、既許可の内容で読み取れるんだけどこの資料保管室には、
0:49:39	そういったクリーンフード

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:42	分析装置の類は置くんでしょうか、置かないんでしょうか。
0:49:47	はい。
0:49:48	議事録の方のタガミです。
0:49:51	こちらの資料保管室につきましては、一般の作業機器として作業台であったり、新しいといったようなものは、すでに設置されております。
0:50:04	それ以外、核燃料物質を取り扱うための比木エア設備機器については、追加はございません。はい、わかりました。
0:50:24	はい、ありがとうございますそれで。
0:50:26	主要の方法で、微量ごく微量のパネル部署を含む、資料の形状関数形状、
0:50:36	観察ポット。
0:50:37	測定を行うのであるのはこれは、既許可の、他の部屋でやっている州の方法と相違ないってことで、
0:50:46	理解してますけど。
0:50:47	よろしいですか。
0:50:50	はい。その通りでございます。ありがとうございます。
0:50:59	違反は日付ができる。
0:51:02	今言った、
0:51:07	えっとちょっと続けますと、
0:51:11	今度は器具洗浄室での取り扱い方法の追加。
0:51:18	けど、ちょっとここも詳しい確認なんだけどその赤字の部分ですね、資料の方で赤字の部分追加なさってるけれどこれも
0:51:32	他の部屋でやっているような、
0:51:36	後の方法ということで理解してますけど。
0:51:41	いかが。大丈夫ですか。
0:51:45	議事録機構の田上です。こちらの部屋につきましても、使用方法としましては他の部屋と同じになります。設備機器に関しても、
0:51:58	化学処理室と器具洗浄室で、同じクリーンフードが設置されておまして、AIについても変わりはない。なるほど。ありがとうございます。はい。
0:52:25	その肝。
0:52:27	いえ、
0:52:33	小津米の機能の2部、括弧2分の2。
0:52:40	5ページの一番最後のなお書きのところで、
0:52:44	貯蔵施設における変更はないっていうふうにあるんだけど、
0:52:51	ここが貯蔵施設に係る閉じ込めの機能、
0:52:57	何か評価した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:59	いるってことなんですか。
0:53:02	それとも、
0:53:04	何ちゆうのかなと思う。そもそも、そういった貯蔵施設に貯蔵する場合は、もうその構造的にもそんな漏えいするような形。
0:53:15	漏えいが下の漏えいの可能性があるような形での貯蔵はし、
0:53:21	しませんよっていうそういうことですか。
0:53:26	はい。原子力機構の永見です。認識としましては、後者の方になっております。すでに設置許可をいただいております、貯蔵施設における現在の設備機器の及び貯蔵方法について、
0:53:43	これまで芭蕉の中では、明記されていない部分について改めて江藤記載すると、そういうことになります。
0:53:55	その前から最後のページの、貯蔵施設の荒谷道家容器について明記するってそれにかかってくる。
0:54:02	去年桂に関連するのかな。はい。
0:54:05	その通りでございましたありがとうございます。はい。はい。
0:54:09	はい。
0:54:17	それと、ちょっと最後のページの
0:54:23	とじ込み機能、火災、立ち入り、貯蔵施設汚染を検査する設備で明記するとか、
0:54:30	追記する。
0:54:32	追加するっていう、
0:54:35	部分は、許可でねなんか書かれた人から常にこう記載があるものについてはその補足的に追記追加するっていう、
0:54:46	ことだと思うんだけども、その貯蔵施設とかその汚染検査するための設備っていうのはすでにもう、
0:54:53	ある程度ある、その子設備としてもそろってるんだけどもその、
0:55:01	ちゃんといちやんとこう、それがちゃんと表現されてなかったから、ちゃんと書きます明記しますっていうふうな、
0:55:10	意味合いでいいですか。特に、特にじゃないけど、例えば貯蔵で言うと貯蔵。
0:55:15	標識とか、施錠管理の明記ってのはそれ当然もう標識をついてるだろうし、施錠管理を当然これまでずっとやってきてるんだけどその交渉例書面上でがはっきり書かれてなかったから書けますよというふうに、
0:55:29	いうふうに理解したんだけどそういうことでいいですか。
0:55:33	原子力の速水です。その認識で間違いありません。
0:55:41	そうであればちょっとさっき言ったその下、審査の過程でご説明を求め、お願いしますといったところはちょっとこう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:51	丁寧にご説明いただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。
0:55:56	主力機構の田上です。承知いたしました。
0:56:02	はい。
0:57:33	はい。いいですか。はい。規制庁の本多です。最後のページのね、新規制基準への対応っていうのはまさにご説明いただいてこちらの感覚としては、すぐよくわかってるんですけど。
0:57:50	これって、要は、
0:57:55	今まで
0:57:57	対応について、ここに書かれたような対応について、ここに書いたようなことを、
0:58:03	申請書に盛り込む、つい明記する、追加するっていう機会っていうのは
0:58:09	ファンじゃなかったかなって気はしますがそれはどう、どうですか。
0:58:13	はい、江藤原子力機構の田上です。
0:58:18	藤。
0:58:19	今回のこのクリアにつきましては、一度平成 30 年に、
0:58:25	変更申請の方受けていただいております。そうか。これ自分で言ってます。すみません。はい。
0:58:31	はい。その際ですが、新規制基準施行後の 1 回目の申請なのですが、その際は、添付資料として、変更する箇所のみを記載してくださいというのがその当時の、
0:58:49	指導内容でしたので、現行の変更許可申請書として、この平成 30 年度に、等変更した箇所についてのみ記載がしてあるというものになっております。
0:59:04	で、その後、他の施設の方で、変更許可申請をさせていただいている中で、かけるところについても記載するということで、ご指導いただいております、
0:59:18	クリアにつきましては今回が現在の、
0:59:23	許可書の記載ぶりになってから初めての記載になりますので、変更申請になりますので、抜けているところについて、明記すると。
0:59:33	いう申請をしたいと考えております。
0:59:38	弊社の本田さんありがとうございます。
0:59:41	平成 30 年すみません自分で言っというて、申し訳なかったですけど、平成 30 年の時の当時の指示、指導、指示としては、
0:59:51	変更に係るものだけを申請内容に盛り込みなさいと。
0:59:57	いう。
0:59:58	ことだったので、
1:00:00	当然その今回の閉じ込め機能、遮へい体遮へいはね、閉じ込め、火災立ち入るここで最後のページに書かれているようなことは、変更は生じてなかったですと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	なので、
1:00:15	平成 30 年時の、
1:00:18	が変更の対象にはならなかったんだけど、その後はその新しい様式っていうかその新規性基準の対応についてはその変更がなくても
1:00:33	新規請求で対応していることを書面上でも明確に見え、明確に明記するっていう、指示指導のもとに、
1:00:43	対応することになったので、そのクリアとしてはそういう意味ではこの平成 30 年次に平成 30 年の変更許可の次に、今回のタイミングであると。
1:00:56	ということから今回のタイミングにおいて明記することになったっていう。
1:01:01	理解しました。
1:01:03	平成 30 年の変更内容ってのはさっきの中へ、あれですかその遮へいのところですか。
1:01:11	平成 30 年の申請につきましては、そっちを新たに追記するということになっておりまして、この装置を設置してる。
1:01:24	質について評価を行うということが主な内容になっております。
1:01:33	この装置を追加した。
1:01:36	事に係る変更内容であれば当然遮へいもそれに関連して変更したということか。
1:01:46	はい、原子力機構の田上です。その通りになります。
1:01:56	規制庁タツモトです。すいませんクリアについては、平成 30 年の新移行を今回は初めて、初めてっておっしゃいましたね。だから申請ですっけ。聞こえたんですけど。
1:02:09	つい最近も原価県の。
1:02:13	変更許可申請は申請があって許可をしてるんですが、
1:02:17	その先生のタイミングとかでは、
1:02:21	入れ込めない話だったんですか。
1:02:27	はい。
1:02:28	原子炉機構保安全管理椎名です。おっしゃる通りですね原子力科学研究所では
1:02:40	今月の 10 月 3 日付で変更企画。
1:02:47	いただいているんですけども、こちら経営者科学研究所複数施設が、
1:02:53	ございまして、
1:02:55	シース数で変更したい。
1:03:00	理由があったときに、施設名を変更申請するという流れになっております。こちらの、
1:03:09	エリアなんですけども、クリアの方は、平成 30 年からここ、
1:03:16	今回の変更申請が出始めてということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:21	宮の方で、
1:03:26	燃料物の取り扱いの量の変更とかいった、変更したいというところがあったので、それに合わせて、こちらの、
1:03:35	地新規性基準の変更も一緒に変更するということで5、
1:03:42	今回のこの変更申請に含めるという形で進めさしてもらおうと思ったを思うと思う。
1:03:53	思っています。
1:03:54	以上です。
1:03:56	規制庁タツモトですありがとうございます。ちょっとクリアの方で、変更申請すべき内容が今回ありましてと、それに合わせて、
1:04:05	よく言う、記載の適正化なり明確化なレベルのものなんですかね。もう一緒に入れ込みましたっていうようなことで理解をしました。衛藤。
1:04:16	まず、先ほど本田からもあったように、あと今まで他の施設ですね核サ研とかでの変更許可申請でも、すべてねこちらからお伝えしていますが、
1:04:27	何かを追記するとかっていうと、その追記によって適合性を見なきゃいけないんじゃないかっていうところがまず私たちの確認事項になるので、今、最後のページにあるような追記追加っていうものは、
1:04:42	すでに何か申請書の添付とかで説明しているのであればそれが、それに基づいて本文事項を明確化するっていうような説明ができて、一番いいとは思んですけど。
1:04:55	新しく何か設計を変更するものではなくて、何か今までこういうものを明確化するだけのものなんですよっていうのが、そちらとしてはもう認識あるとは思んですけど私たちもそれを見てすぐわかるような、
1:05:08	表現なりに、申請書上の変更の理由のところとかですかね、そういうところで明確になっていけばなと思っております。
1:05:21	田井知久設計書記高野志田です。はいこの辺に関しては、ここに書かれている閉じ込め器の火災立ち入り、
1:05:31	ちょうど温泉を計算するための変更に関わる場所は、市、
1:05:35	スピンといった状況、本右側にですね、市、
1:05:40	危機新規性基準案に関わる、
1:05:43	から反映というところで、変更するいうところをしっかりと書かせてもらいます。以上です。所長の本多根井所長の方です
1:05:56	まず、確かに理由書なんだけど、今、内野タツモトが言ったみたいに、要はこれは
1:06:06	マヨ要求事項を明確に要求事項、新規制基準における要求事項を、
1:06:15	明記するものなんです、明確にするものなんです、設計に一切変更はございませんっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:22	理想的リスピーカー変だけど、そういったところで言うとその審査としては、なるほど、設計に変更ないのねと。
1:06:33	要求事項を、ももとの手元すでに措置されている要求事項を、書面上ではっきり書いただけないということがわかりますんで、それが、
1:06:43	わかるような表現をちょっとぜひ検討いただきたいというのがあります。
1:06:48	ちょっと先ほど言ったけどそういった案、似たような案件としては核サ研でね、いろいろちょっと調整我々客先もいろいろ調整させていただいてちょっとご苦労いただいて。
1:07:02	ある程度の形にしたっていう経緯もございますんで、ぜひちょっとそっちもちょっと覗いてみてですね。
1:07:11	いただければ今私とか、タツモトが言ったようなことなんですよ。理解いただけるかなと思いますんでちょっとぜひお願いしたいなと思います。
1:07:22	いえ。
1:07:23	設計書記河野志田です。はい。わかりました9、赤客先への変更の内容をしっかりと分離回収しまして、こちらを反映した形で、
1:07:38	編成の方を進めさせて、
1:07:41	思います。以上です。
1:07:49	本町建物です。今閉じ込めのところは、評価して、
1:07:56	告示ですか。
1:07:59	以下だからいいですっていうような説明だったかと思うんですけど、許可の話になるとは思うんですけど、規則上、規則解釈上は、使用施設の内部の壁なり床なりが、
1:08:16	くぼみなり、仕上げ材の隙間がないこととか、施設としての設計の要求をされていて、こういう評価をした結果、設計から変更がないということだとは思うんですけど。
1:08:30	その基準適合性を説明するにあたっては、その評価がオッケーだからいいです、で終わるのではなくて、設計として、施設の設計として変更がないんですっていうところ。
1:08:44	場で説明し切るようにお願いできればと思います。これは既許可の話かと思いません器直下から設計の変更がないっていうこの説明だとは思うんですけど、そのももとの設計、こういうものに対して変更がないっていうところの説明をお願いできればと思いますが。
1:09:01	その点よろしいですか。
1:09:07	いえ、
1:09:08	原子力機構の志田です。はい。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:09:14	既許可においても適合性がしっかりしているというところをしっかりと書かせてもらうような変更申請、進めたいと思う。
1:09:23	明日、
1:09:24	以上です。
1:09:26	規制庁館野です。ありがとうございます。あくまでも私たち基準規則解釈との適合性という観点で見るので、そこが既許可から変更がありませんっていう説明。
1:09:37	が、落ちなのであれば、そこまで説明し切ってくださいというお願いです。以上です。
1:09:55	なんかある。
1:09:58	瀬尾さん、わかります。
1:10:02	いえ、特にございません。
1:10:04	はい。
1:10:05	規制庁の本田です。
1:10:10	資料において、今日こちらから規制庁側から確認或いはコメントは以上でございます。
1:10:17	衛藤減少機構さんから何かありますか。
1:10:22	原子力機構の田上です。1件確認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。はい、どうぞどうぞどうぞ。
1:10:31	はい。審査の中で、説明するようにということでしたコメントの中で、遮へいに係る課題ありますが、こちらについて確認をさせてください。はい。
1:10:45	今回説明資料の中で、
1:10:51	保管廃棄施設において、施設の最大取扱量、評価しているので、はい。使用貯蔵については、次、
1:11:04	それぞれの取扱量は、それより下だということが明確であることから、最も保守的な評価である、の保管廃棄施設の記載をするということを、
1:11:19	考えておるのですが、やはりコメントをいただいた内容として、審査において、使用と貯蔵の、
1:11:30	線量評価についても確認が必要というところで認識しておりますが、そこについては、
1:11:39	審査における説明資料として線量も含めた説明をおきちんとすればいいという認識でよろしいでしょうか。江藤。
1:11:52	今、
1:11:54	鏡さんがおっしゃったことが、
1:11:56	今の既許可のその遮へいのところで読めればいいんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:02	読めないんであればちょっと言葉の追加とか、補足が要るんじゃないかなと思いましたが。
1:12:12	はい。原子力機構の田上です。
1:12:17	名。
1:12:18	最も数最大取扱量も、
1:12:22	用いた評価をしているというところで、線量が最も最大になるという、常に明確だとは思っているのですが、今コメントいただいた通りで、使用と貯蔵について、
1:12:37	どうなんだっていうところは他の項目等と比較すれば、そこも明らかにはなるのですが、はい。はい。ここの遮への項目として、機器がどうかということについては、再度、
1:12:50	確認した上で説明させていただければと思います。わかります。はい、規制庁の方ですわかりましたよろしく願いいたします。
1:13:01	少々お待ちください。
1:17:01	失礼しました規制庁の方です。その他、元が減産からなければ面談終了としますがいかがでしょうか。
1:17:13	原子力機構の椎名ですこちら側は本当はございません。以上です。
1:17:22	いや、よろしいですかね。はい。規制庁の本田ですそれでは一通りご説明ありがとうございました今日的面談終了といたします。ありがとうございます。
1:17:35	ありがとうございました。
1:17:37	決算。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。